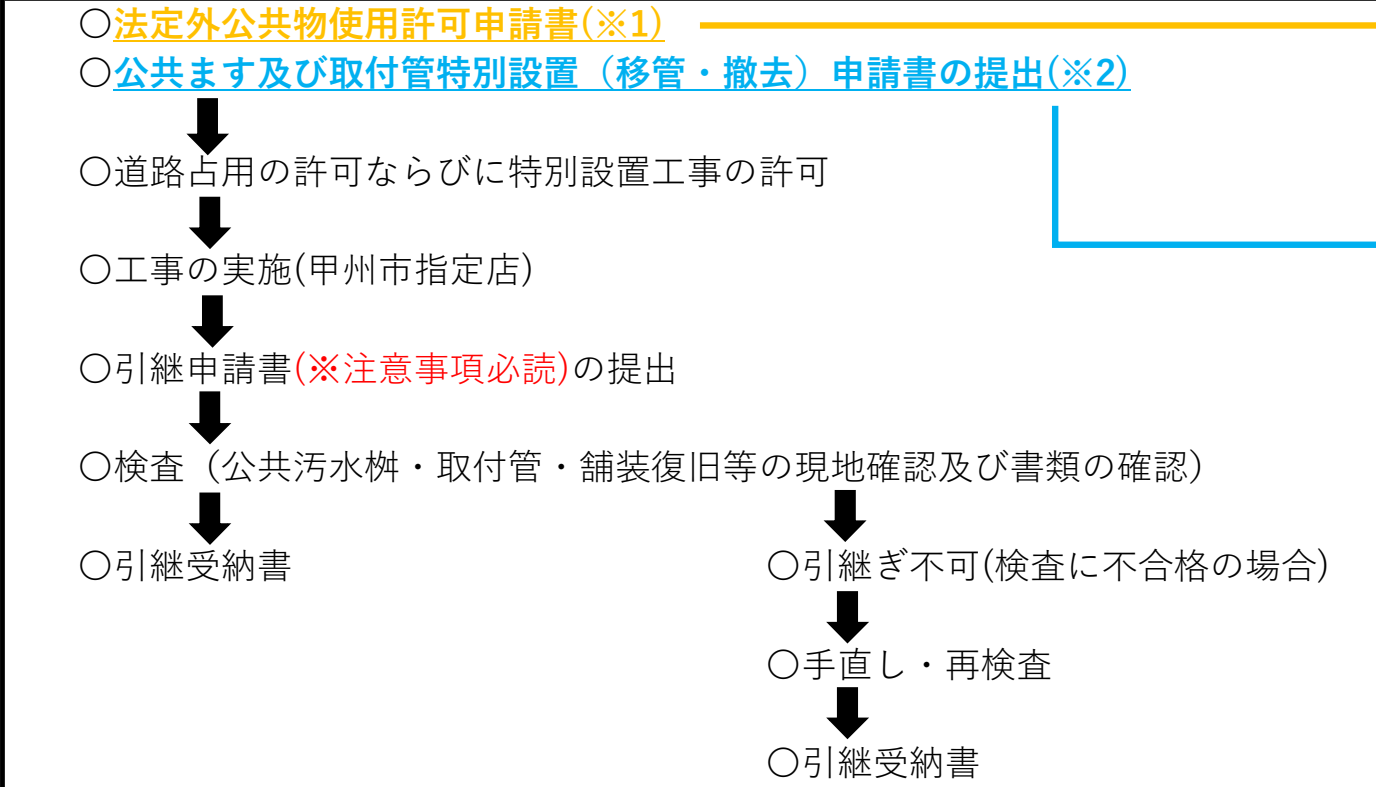


◎農道・赤道等で道路掘削を伴う公共汚水枥工事を行う場合は必ず上下水道課へご相談ください。

・法定外公共物を掘削し本管・取付管を布設する場合は、道路占用申請が必要となります。
個人申請では許可が下りませんので、上下水道課が窓口となり道路管理者へ申請します。
申請の流れや提出する書類は以下のとおりとなります。

≪申請の流れ≫
※申請から工事の許可までに通常1カ月程度の期間を要します。
※完成届の提出から検査までは通常1週間程度の期間を要します。



※提出部数は4部となります。
※法定外公共物使用申請の許可権者は道路管理者になりますので、申請前に管理者と事前協議をお願いします。
※本管及び取付管を布設した場合は、完成検査後に市に無償で提供していただきます

注意事項 ≪引継申請書の添付書類と工事管理について≫

◎引継申請書提出時に必要な書類
○引継申請書・下水道関係施設引継調書・使用材料承認書
・出来形図・施工管理写真
※出来形図並びに施工管理写真は、下記の基準に従って作成してください。
★下水道取付管及び公共汚水枥について
「下水道工事設計図(標準図)」を基準に作成してください。
* 甲州市ホームページから取得可能
★道路の復旧等について
「山梨県建設工事必携」の各基準を基に作成してください。
* 山梨県ホームページから取得可能
※小規模等の理由により基準により難しい場合は、管理者へ協議してください。

※1 法定外公共物使用許可申請書 ≪提出書類一覧≫

- 1.道路占用許可申請(協議)書【申請者欄は空欄で提出してください(上下水道課が申請者)】
* 市の管理道路の様式は市ホームページ * 国県道は各管理者へ問い合わせください
- 2.位置図
* 任意の書式で構いません。目印になる建物等も記入してください。
- 3.工程表
* 任意の書式で構いません。工事の始期～完成までの予定工期を記入してください。
- 4.区長の同意書
* 任意の書式で構いません。全面通行止めや夜間工事の場合に必要となります。
- 5.工事図面
* 平面図・縦横断図・構造図等 工事の内容が分かる図面
- 6.占用物の構造図
* 下水道管の管種・管径・砂基礎・埋戻し砂・埋設シート等が確認できる図面
- 7.安全施設配置図
* 任意の書式で構いません。交通規制の際の安全施設の配置計画
- 8.迂回路図
* 任意の書式で構いません。全面通行止めのみ
- 9.現地写真
* 起終点の2方向から出来るだけ全景が写るように撮影してください。
* 写真上に占用物の埋設位置が分かるように朱書きで表示をお願いします。

※2 公共ます及び取付管特別設置(移管・撤去)申請書 ≪提出書類一覧≫

- 1.公共ます及び取付管特別設置(移管・撤去)申請書
* 様式は申請に際し要事前協議のため、窓口配布となります。
- 2.位置図
* 任意の書式で構いません。目印になる建物等も記入してください。
- 3.工事図面(計画平面図、構造図等)
* 任意の書式で構いませんが、計画枥深さ・取付管延長が把握できる図面としてください。
既存公共枥を移転する場合は、構造図に移転前と移転後の各延長を明記してください。
また、接道の幅員を記入し、建築確認時のセットバックが発生している場合は、
セットバックラインを記載してください。
- 4.念書
※内容は事前協議時に打合せさせていただきます。任意の書式で構いません。